

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

香川県知事 殿

提出者



住 所 香川県善通寺市櫛梨町500-1
氏 名 大企建設株式会社
代表取締役 白川 等
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号 0877-63-3377

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	大企建設株式会社
事業場の所在地	香川県善通寺市櫛梨町500-1
計画期間	令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

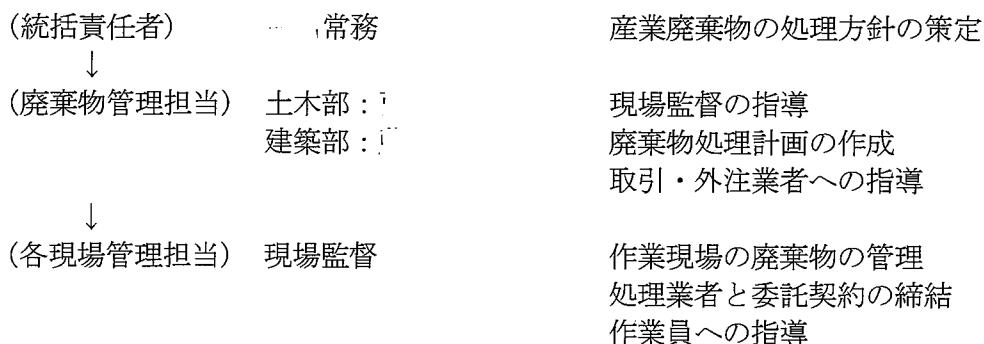
① 事業の種類	大分類：建設業 中分類：総合工事業
② 事業の規模	完成工事高：21億3,235万円 資本金：5,000万円
③ 従業員数	67名
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙 参照

(日本工業規格 A列4番)

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（令和3年度）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
排 出 量		t	t
① 現状	(これまでに実施した取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・適切な分別の実施による、混合廃棄物の削減 ・梱包材の分別・再資源化の徹底 			
	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
排 出 量		t	t
② 計画	(今後実施する予定の取組)		
<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の分別強化し混合廃棄物の削減 			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物削減への認識指導・教育 	
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
	<ul style="list-style-type: none"> ・産業廃棄物削減への認識指導・教育(従業員・外注業者含む) 	

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	t	t	
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	t	t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	t	t	
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項		該当なし	
①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
① 現状	【前年度（ 令和3年度 ）実績】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者の許可の事前確認と適正な委託契約の締結 ・中間処理施設及び最終処分施設の現地確認 			

② 計画	【目標】 別紙の通り		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・処理業者の許可の事前確認と適正な委託契約の締結 ・中間処理施設及び最終処分施設の現地確認 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面) 添付資料1

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>主に建設工事(新築・増改築・解体等)、土木工事にて発生</p> <ul style="list-style-type: none">・コンクリートがら→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により破碎・分別再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立・アスコンがら→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により破碎・再資源化・その他がれき類→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により破碎・分別再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立・ガラス・陶磁器くず→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により破碎・分別再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立・廃プラスチック類→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により破碎・焼却 ↓ 最終処分業者により埋立・金属くず→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立・混合(安定型のみ)→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・焼却・再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立(安定型)
-----------------	--

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面) 添付資料2

④産業廃棄物の一連の処理の工程	<ul style="list-style-type: none">・紙くず→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・再資源化、焼却 ↓ 最終処分業者により埋立・木くず→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・再資源化、焼却 ↓ 最終処分業者により埋立・廃石膏ボード→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・破碎・再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立(管理型)・混合(管理型含む)→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により分別・焼却・再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立(管理型)・水銀使用製品産業廃棄物→収集運搬業者に委託 ↓ 処分業者によりばい焼、水銀分離・回収・廃油→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により焼却 ↓ 最終処分業者により埋立・建設汚泥→収集運搬業者に委託 ↓ 中間処理業者により脱水・焼却・再資源化 ↓ 最終処分業者により埋立
-----------------	--

産業廃棄物処理計画書別表

(第2面)(第4面)(第5面)添付資料

① 現状 令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日

産業廃棄物の種類		コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型のみ)	石総合有産業廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	砲石膏ボード	混合(管理型のみ)	水銀使用製品	産業廃棄物				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	582.77	190.04	47.21	6.04	17.79	19.90	0.81	1.92	0.35	0.75	96.12	0.76	11.86	134.22	0.00					
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量(t)																				
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投げ処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投げ処分を行った産業廃棄物の量(t)																				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	582.77	190.04	47.21	6.04	17.79	19.90	0.81	1.92	0.35	0.75	96.12	0.76	11.86	134.22	0					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																				
	再生利用業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)																				

② 計画 令和5年4月1日 ~ 令和6年3月31日

産業廃棄物の種類		コンクリートがら	アスコンがら	その他がれき類	ガラス陶磁器くず	廃プラスチック類	金属くず	混合(安定型のみ)	石総合有産業廃棄物	建設汚泥	紙くず	木くず	繊維くず	砲石膏ボード	混合(管理型のみ)	水銀使用製品	産業廃棄物				
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	排出量(t)	594	194	48	6	18	20	1	0	0	0	98	1	12	137	0					
自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量(t)																				
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量(t)																				
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投げ処分に関する事項	自ら埋立処分又は海洋投げ処分を行う産業廃棄物の量(t)																				
産業廃棄物の処理の委託に関する事項	全処理委託量(t)	594	194	48	6	18	20	1	0	0	0	98	1	12	137	0					
	優良認定処理業者への処理委託量(t)																				
	再生利用業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者への処理委託量(t)																				
	認定熱回収業者以外の熱回収業者への処理委託量(t)																				

※廃棄物の種類は、排出する種類に応じ、適宜修正し記載してください。